

外食・中食事業者の地場産食材マッチング・活用促進実証事業実施要領

令和4年4月1日 3新食第2082号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 目的

外食・中食事業者の地場産食材マッチング・活用促進実証事業（以下「本事業」という。）の実施については、新事業創出・食品産業課題実証事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3新食第1667号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業の種類等

本事業において実施する事業の内容及び事業実施主体並びに補助率は、別表に掲げるとおりとする。

第3 事業実施主体

- 1 交付等要綱別表の補助事業者の欄の大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める者は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業化共同体（コンソーシアム）及び法人格を有さない団体で総括審議官が特に認めるもの（以下「特認団体」という。）とする。
- 2 1の特認団体は、次の全ての要件を満たすものでなければならない。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの。）があること。
 - （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、交付等要綱により交付申請書を提出する際、併せて別記様式1を総括審議官に提出し、承認を受けるものとする。
- 4 1の事業化共同体（コンソーシアム）は、次の全ての要件を満たすものでなければならない。
 - （1）共同事業者の中から代表団体が選定されており、代表団体は1に掲げる者（事業化共同体（コンソーシアム）を除く。）であること。
 - （2）代表団体が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第4 事業の内容等

事業の内容及び交付等要綱別表の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、以下の（1）から（4）に掲げるとおりとする。

(1) 産地懇談会の開催

生産現場に外食・中食事業者が出向き、生産現場等の視察、農林漁業者等との意見交換やマッチング等を実施する懇談会を国内の複数の産地において開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、サンプル費、現地移動費、事務局旅費・人件費、資料作成費、アンケート調査費、通信運搬費等

(2) 都市部懇談会の開催

国内各地の農林漁業者等がブースを出展し、外食・中食事業者との意見交換やマッチング等を実施する懇談会を都市部（首都圏、大阪市及び名古屋市に限る。）において1回以上開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、サンプル費、出展者旅費、事務局旅費・人件費、資料作成費、アンケート調査費、通信運搬費等

(3) 食材試用評価・分析の実施

(1) もしくは(2)によりマッチングされた外食・中食事業者と農林漁業者等の間で、一定期間（原則として、連続する1か月間以上とする。）にわたり地場産食材等を試用するための取引を行い、外食・中食事業者は調理・加工等を行ったうえで消費者に適正な価格で提供する。事業実施主体は、この試用により明らかになった課題の整理、活用事例の収集・周知、産地へのフィードバック等を行う。

(補助対象経費)

外食・中食事業者の試用に供する食材費（ただし、(1) もしくは(2)によるマッチングにより新たに取引を行う地場産食材等を対象とし、農林漁業者等が通常販売する価格の1/2以内、かつ、外食・中食事業者当たり月3万円（税込）を上限とし、連続する3か月以内とする。）、食材輸送費、事務局旅費・人件費、資料作成費、通信運搬費等

(4) 食材に係る情報受発信体制の整備

各地の地場産食材等に関する情報及び外食・中食事業者のニーズ等の情報を収集し、収集した情報についてウェブサイト等を活用して、外食・中食事業者や農林漁業者等に対して発信することにより、相互に必要な情報を緊密に共有できる体制の整備を図る。また、(1) から(3) までにより実施した取組を報告書として取りまとめ、外食・中食事業者や農林漁業者等を含む関係者に周知する。

(補助対象経費)

外食・中食事業者のニーズ把握、食材生産情報や流通課題等の調査を実施する調査員等の手当、調査集計費、情報受発信体制整備のためのウェブサイト改修費等

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度末までとする。

第6 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助するものとする。

第7 採択基準等

1 採択基準

本事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体が、会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (2) 事業実施主体の経営に関する書類を提出すること（決算報告書、HP等により法人の事業内容が随時更新されているか等）
- (3) 事業実施能力があること（主たる責任者に管理能力があり、経験等を有した人的資源が十分にあるか等）
- (4) 事業実施方法として成果目標を達成する実現可能性があること（現状の課題を正確に把握した上で、事業の目的、主旨と合致し、実施方法が具体的に計画されているか等）。
- (5) 実施方法の効率性があること（実施時期が具体的であり、実施期間を有効に活用するスケジュールであるか、経費配分の適格性等）。
- (6) 事業の効果があること（具体的な目標が設定され、その目標が妥当であり、期待される成果が得られるか、また、事業の持続性、継続性はみられるか等）。

2 事業の実施に関する留意事項

人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとする。

第8 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別記様式2により事業実施計画を作成し、交付等要綱第6の交付申請書に添付するものとする。また、交付等要綱別表の軽微な変更の欄に記載の変更以外の変更が生じた場合には、交付等要綱第12の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」に添付するものとする。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の「第1総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第9 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、交付等要綱第17の実績報告書に添付するものとする。

第10 収益納付

- 1 事業実施主体が、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、本事業の実施年度の翌年から起算して3年間を限度とし、事業実施主体は、交付等

要綱の第 25 の規定に基づき年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月末までに総括審議官に報告しなければならない。

なお、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 総括審議官は、事業実施主体が相当の利益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、1 の報告に係る年度までの間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、それぞれの事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第 11 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業実施主体は、事業の実施に当たって、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成 11 年 11 月 1 日付け 11 農産第 6825 号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。
- 4 交付される補助金の額は、本事業を実施する地域の実情に即した適正な現地実行価格により算出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2、第3、第4関係)

事業の内容	事業実施主体	補助率
1 外食・中食事業者と農林漁業者の地場産食材マッチング・活用促進実証事業 外食・中食産業において地場産食材の活用を促進し、付加価値向上による外食・中食産業の活性化を図るため、産地懇談会の開催、一定期間の試用による課題の整理、活用事例の収集・周知、産地へのフィードバック等を行う。 2 外食・中食事業者と農林漁業者のジビエ肉マッチング・活用促進実証事業 外食・中食産業においてジビエ肉の活用を促進し、付加価値向上による外食・中食産業の活性化を図るため、産地懇談会の開催、一定期間の試用による課題の整理、活用事例の収集・周知、産地へのフィードバック等を行う。	本要領第3の1 のとおり	定 額

別記様式 1（第 3 の 3 関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

外食・中食事業者の地場産食材マッチング・活用促進実証事業
特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員
- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの。）及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会議事録写し等）
 - （3）その他参考資料

別記様式 2（第 8、第 9 関係）

年度外食・中食事業者の地場産食材マッチング・活用促進実証事業実施計画

外食・中食事業者の地場産食材マッチング・活用促進実証事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 2082 号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第 8 の 1 の規定に基づく事業実施計画は以下の通りである。

- （注） 1 関係書類として、別添「第 1 総括表」及び「第 2 事業実施計画添付資料」を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、別添「第 1 総括表」及び「第 2 事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別 添

第 1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合	計					

(注) 1 事業種類は、交付等要綱別表 1 の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付等要綱別表 1 の外食・中食事業者の地場産食材マッチング・活用促進実証事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 事業実施計画添付資料

(1) 事業の目的

(2) 事業の効果（本事業の実施による効果及びその検証方法）

(3) 事業実施主体の概要及び添付資料

① 事業実施主体の概要

- ア 名称
- イ 主たる事務所の所在地
- ウ 代表者名
- エ 構成員数
- オ 従業員数
- カ 設立年月日

② 添付書類

- ア 定款又はこれに準ずる規約
- イ 役員等名簿
- ウ 事業計画、収支予算書、収支決算書等
- エ その他総括審議官が特に必要と認める資料

(4) 組織の体系及び年間計画

① 組織の体系図（事業実施・経理その他管理体制）

--

② 年間計画

主な事業内容	第1四半期 (4－6月)	第2四半期 (7－9月)	第3四半期 (10－12月)	第4四半期 (1－3月)

(5) 事業の内容

ア 事業目標

事業目標（達成すべき成果）
成果（実績）

注1：事業目標（達成すべき成果）欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

（定量的な目標例：懇談会参加者の満足度、成立する見込の高い商談数等）

注2：成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

イ 産地懇談会の開催

開催時期	開催地・ 選定理由	対象食材	参加人数等	実施内容等	備考
			※ 外食・中食 事業者、生産 者等別に記 載。	※ 内容、アンケ ート調査方法等 を記載。	

ウ 都市部懇談会の開催

開催時期	開催地	対象食材	参加人数等	実施内容等	備考
			※ 出展者数、 外食・中食事 業者等別に記 載。	※ 内容、アンケ ート調査方法等 を記載。	

エ 食材試用評価・分析の実施

① 食材試用の実施

実施時期	試用食材	実施事業者数等	実施内容等	備考
		※ 外食・中食事 業者等別に記 載。	※ 実施内容及び実施方法・ 体制等について記載。 ※ 試用を実施する外食中食 事業者の選定方法について も記載。	

② 課題の整理、活用事例の収集・周知、産地へのフィードバック等

実施時期	実施内容等	備考

オ 情報収集及び情報発信

項 目	情報収集・発信内容等	備考
・〇〇に関する情報収集 ・情報発信	※ 情報収集内容、情報収集先、方法、場所、時期等を記載。 ※ 情報発信 WEB サイト等の内容、運営方法、情報発信対象等。	